

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)  
地区計画の決定(京都市決定)

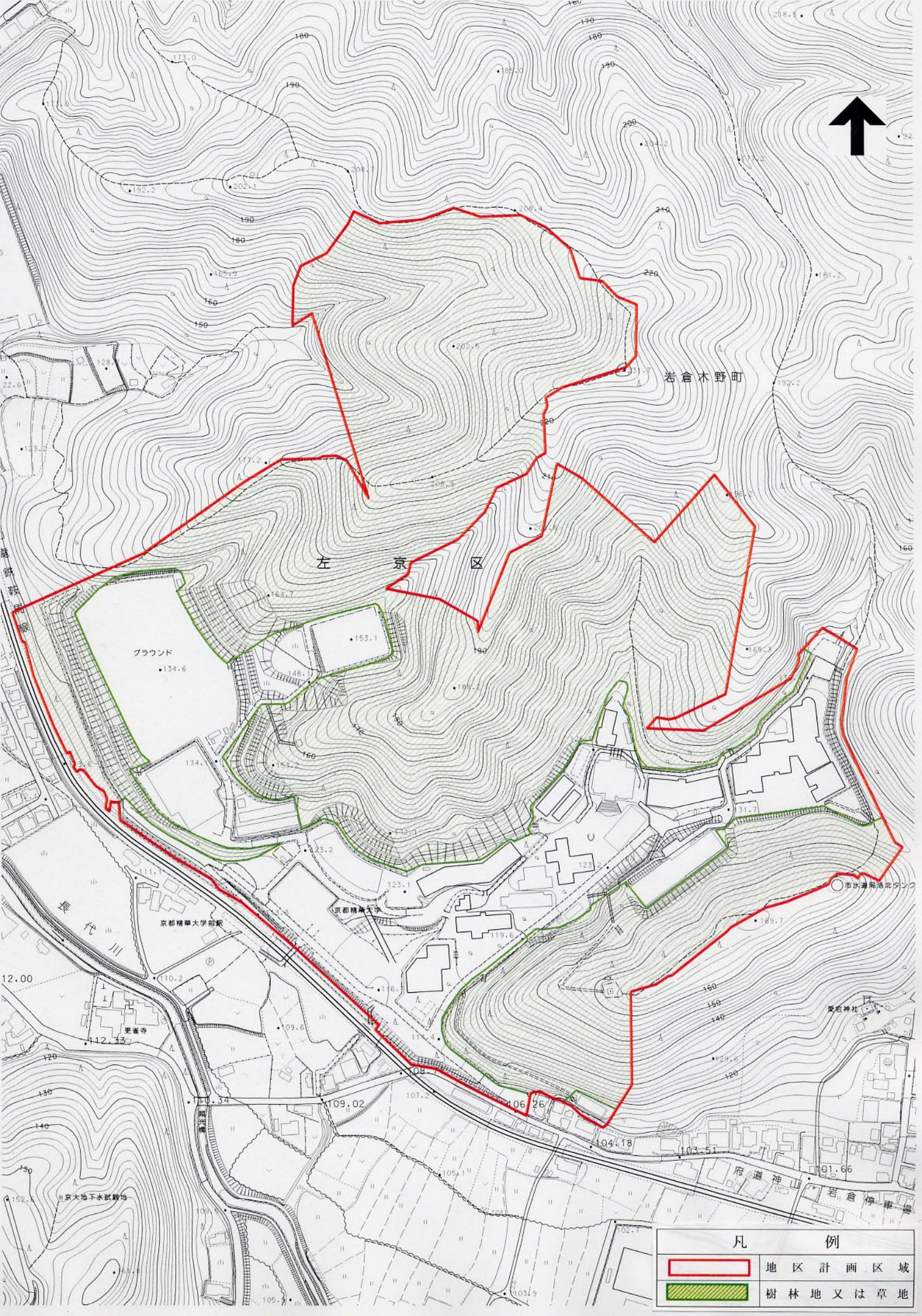
都市計画京都精華大学地区地区計画を次のように決定する。

名 称		京都精華大学地区地区計画	
位 置		京都市左京区静海市原町，岩倉木野町の各一部	
面 積		約 24.7 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は，京都市街地北部の緑豊かな山麓部にあり，京都精華大学が，大学関連施設を集約している地区である。芸術系及び人文系の4年制大学として多彩な機能を備えた当地区に対して地区計画を策定することにより，良好な教育・研究環境を確保するとともに周辺の住環境及び自然環境と調和のとれた大学関連施設の誘導を図る。	
	土地利用の方針	大学関連施設の整備と並行して敷地内の緑化を誘導するとともに，現存する森林の維持に努め，周辺環境と調和した土地利用を図る。	
	建築物等の整備方針	建築物の用途を大学関連施設に限定することにより，用途の混在等による環境の悪化を防止すると同時に，建ぺい率，容積率及びかき又はさくの構造等に制限を加えることにより，周辺の住環境及び自然環境と調和した施設を誘導する。	
地区整備計画	建築物に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 大学 2 前号の建築物に付属するもの
		容積率の最高限度	10分の5
	建ぺい率の最高限度	10分の3	
	かき又はさくの構造の制限	敷地境界線に沿ってかき又はさくを設置する場合には，可能な限り，生け垣等により緑化を促進することとする。	
土地利用の制限		計画図に表示する区域については，樹林地又は草地として保全する。	

「区域，地区整備計画の区域及び樹林地又は草地の区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は，京都精華大学の施設が立地している本地区において，地区計画を定めることにより，計画的な施設の整備を誘導し，周辺の住環境及び自然環境と調和した良好な市街地環境の形成を図るものである。



凡 例	
	地区計画区域
	樹林地又は草地